知つておきたい
戸籍の記載と届出

戸籍は人の身分関係を登録、公証するものであるが身分関係を登録するといつても戸籍法は出生、死亡、婚姻、養子縁組、養子離縁のほか人の身分関係に影響のある事件を戸籍に記載することによつて嫡子、夫婦、養親子その他の身分の発生消滅、変動を明らかにするという方法を採つている。つまり身分関係そのものを戸籍に記載するというよりはむしろ身分的なことを戸籍に記載することによつて戸籍上身分関係が明らかにされるという建前になつている。

ところで戸籍に記載されることがらは戸籍法に定められておりそれには出生、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、親権および後見に関する事件、死亡、失踪宣告生存配偶者の復氏および姻族関係の終了、推定相続人の廃除、入籍分籍帰化国籍の喪失、氏の変更、転籍就籍等がある。

◇戸籍の記載◇

戸籍の記載は事件の直接の当事者またはこれと密接な関係に立つ者の届出、申請、証書、謄本の提出に基いて行われるのを原則とする。又戸籍の記載を命ずる家庭裁判所の裁判に基いて行われることがある。市区町村長がこれらの届出、申請、報告等をまたず職権で戸籍の記載をすることはきわめて例外的な、しかも補充的な場合に限られこれらの届出申請、報告等はその所在市区町村で殆んどが行われている。

◇届　出◇

届出に基いて戸籍の記載される場合が最も基本的なものであり、また事例としても最も多いので届出について説明をしておくことはきわめて必要なことであろう。

届出には出生、死亡のように事件は届出とは関係なく発生しておりこれを報告する意味で届け出るところの「報告的届出」というものと婚姻、養子縁組のように届出をすることによつて法律上の婚姻や養子縁組が成立し届出をしない限り事実上の結婚や縁組があつても法律上は認められないという意味で「創設的届出」と呼ばれているものがある。

報告的届出ではその事件を届け出るべき届出義務者、届出期間が法律で定められており正当な理由がなくて届出期間内に届出をしないと五百円以下の過料に処せられる。ところが創設的届出では届出即ち事件であるから其身分行為の当事者が届出人となるがそれは届出義務者という意味はないしまた届出期間というものも考えられない届出は届出事件の本人の本籍または届出人の所在地でするのが原則であるが、特別な理由によつてこれの例外が定められているものがある。たとえば出生、死亡などにおいて事件発生地が届出地とされているのがそれである。所在地というのは住所地に限らず居住地でもよく一時的な滞在地をもふくむ概念であり、また本籍地とか所在地とかいう場合には、本籍または住所、居所等の存在する最少行政区画を指すことはいうまでもない。

届出は、書面または口頭ですることになつているが、通常は書面でする。そうして、届出に記載すべき事項も法律できめられており、ことに、出生、死亡、婚姻、離婚それぞれ四種の届書については、その様式も法律で定められておりこの様式によらない届書は受理されない。この四種の届書は市区町村役場に備え付けてあり、また、この四種の届書以外の届書についても、便宜届書の様式を定めて備え付けている市区町村役場もある。

では次の届出のうち、出生の届出と婚姻の届出について、少し説明してみよう。

◇出生届◇

届出義務者　子が嫡出子である場合、すなわち、婚姻中の男女間に子が生まれた場合には、父が届出をすることができない場合、あるいは子の出生前に父母が離婚をした場合は、母が届出義務者となる。

子が非嫡出子である場合、つまり婚姻しない男女間に子が生まれた場合には、母が届出義務者となる。

届出義務者が届出をすることができない場合には、第一順位として同居者、第二順位として出産に立ち会つた医師、助産婦またはその他の者が届出の義務を負うことになつている。

届出期間　届出は、子が出生してから十四日以内にしなければならない。

この場合の期間の計算方法は、民法の原則による期間計算と異なり初日、すなわち、子の出生した日が算入される。したがつて、たとえば一月一日に生まれた子については、おそくとも一月十四日までに届出をしなければならない。この届出期間を過ぎた後に届出をすれば、受理はされるが、届出義務者は期間内に届出をしなかつたことについて正当な理由がないかぎり五百円以下の過料に処せられる。

届出地　特殊な例外はあるが、原則として出生の届出は、出生地でしなければならない。出生の場合は、事件本人である子の本籍地や届出人である父または母その他の者の所在地で届け出ても、それが子の出生地でないかぎり届出は受理されない。

なお、この届書中、子の名は、人名用漢字、片かなまたは平がな（変体がなを除く）の範囲内の文字を用いて記載しなければならない。

ところでこの届書を出生地の市区町村役場に提出する場合に、出生地が同時に父母の本籍地（嫡出子でない子にあつては母の本籍地）であるときは、届書は、一通で足りるが父母（母）の本籍地以外の地で届出をする場合には、届書が二通必要となる。

戸籍の記載　出生届があると、子は初めて戸籍に記載されるわけであるが、子がどの戸籍に記載されるかは、戸籍法において定められており、その手続の一、二を示すと、次のようになる。

嫡出子について出生届があるとその子の名が父母の戸籍の末尾に記載され、父および母の名、父母との続柄、出生年月日が記載されるとともに、その子の身分事項欄には、「昭和三十一年一月十日本籍で出生父甲野義太郎届出同月十五日受附入籍⑮」というような記載押印（市区町村長の認印）がされる。なお、このように甲が乙の戸籍に記載されることを「甲は乙の戸籍に入る」とか「乙の戸籍に入籍する」とかいい、逆に甲の記載が乙の戸籍から消されることを「甲は乙戸籍から除かれる」とか「乙戸籍から除籍される」とかいう。

嫡出子が父母の離婚後に出生した場合には、父母は戸籍を別にしているが、離婚の際の戸籍に入籍することになる。つまり、父母の婚姻が夫の氏を称する婚姻であれば子は父の現在の戸籍に入る。

非嫡出子について出生届があるとその子は母の戸籍に入籍するが母が戸籍の筆頭に記載された者、（これを戸籍の筆頭者とする）またはその配偶者でない場合には、母について新戸籍が編製され、子は新戸籍に入ることになる。非嫡出子については、出生届によつては父の名は記載されず、母との続柄もただ「男」とか「女」とか記載されるだけで、身分事項欄に記載される出生事項は、届出人の資格として父の表示がないという点を除けば嫡出子の場合と変りはない。

◇婚姻届◇

届出人　婚姻の当事者双方は夫婦となる者である。婚姻届は、この当事者のほかに、二人以上の成年の証人が署名押印する必要がある。

届出地　届出の通則によつて、夫または妻の本籍地もしくはその所在地である。

ところでこの届書の通数は次のようになつている。

一、夫と妻の本籍地が同一である場合
① 本籍地で届け出、夫婦の新本籍を婚姻前の本籍地に定める場合　一通
② 本籍地で届け出、夫婦の新本籍を婚姻前の本籍地以外に定める場合　二通
③ 本籍地以外の所在地で届け出、夫婦の新本籍を婚姻前の本籍地または届出地に定める場合　二通

二、夫と妻の本籍が異る場合
① 夫または妻の本籍地で届け出、夫婦の新本籍を夫または妻の婚姻前の本籍地に定める場合　二通
② 夫または妻の本籍地で届け出、夫婦の新本籍を夫および妻の婚姻前の本籍地以外に定める場合　三通
③ 夫および妻の本籍地以外の所在地で届け出、夫婦の新本籍を夫または妻の婚姻前の本籍地もしくは届出地に定める場合　三通

夫の本籍で届出をする場合には妻の戸籍の謄本または抄本を、妻の本籍地で届出をする場合には夫の戸籍の謄本または抄本を、夫婦いずれの本籍地でもない地で届出をする場合には夫および妻の戸籍の謄本または抄本を添附する必要がある。届書の受理地の役場ではそこに備えつけてある当事者の戸籍や、届書に添附させた戸籍の謄抄本によつて、当事者が婚姻の要件を具備しているかどうか（たとえば、夫は満十八才に、妻は満十六才に達しているか、夫または妻が未成年でないか――未成年者の婚姻には父母の同意が必要である）婚姻届書の記載が適法であるかどうか等を審査して、届書の受理不受理を決するのである。

戸籍の記載　婚姻届をするには夫婦が夫の氏を称するか、妻の氏を称するかを定めることになつており、夫の氏を称する婚姻であれば、夫を筆頭者として夫婦について新戸籍が編製され、妻の氏を称する婚姻であれば、妻を筆頭者として夫婦について新戸籍が編製されます。しかし夫の氏を称する婚姻であつても、夫がすでに戸籍の筆頭者であるときは、妻が夫の戸籍に入るだけで、新戸籍は編製されない。妻の氏を称する婚姻であつて、妻がすでに戸籍の筆頭者である場合も同様である。

夫婦の新戸籍が編製される場合には、夫の身分事項欄には夫の従前の戸籍に記載されていた事項のうち、出生事項その他の重要な事項が移記された次に「乙野梅子と婚姻届出昭和三十一年一月十日受付千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍より入籍⑮」というような記載押印がされ、妻の身分事項欄にも、同様な移記した次に、「昭和三十一年一月十日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍より同日入籍⑮」というような記載押印がされる。そうして夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄には「乙野梅子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和三十一年一月十日受附千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑮」というような記載押印がされ、氏名欄を朱線で交叉して削除する。妻の婚姻前の戸籍についても同じ方法が採られる。

また、妻が夫のいままでの戸籍に入る場合には、夫の戸籍中、その身分事項欄には、「乙野梅子と婚姻届出昭和三十一年一月十日受附⑮」というような記載押印がされるが、妻の身分事項欄および妻の婚姻前の戸籍の処置については新戸籍編製の場合と同様になるが夫が妻の従来からの戸籍に入る場合には、その逆になるわけである。

なお、どんな場合でも、婚姻後の夫婦については、その氏名欄の上部に横線を引いて「夫」「妻」と記載される。

遺産相続制度とは

昭和二十二年の民法の大改正により家督相続制度が全面的に廃止となり、遺産相続制度に切り変えられ、従来の設定家督相続人一人が相続するのではなく相続人が何人あつても、その順位に従つて遺産を共同で相続するようになりましたので、以上これについて大略を説明いたします。

相続人の順位は
被相続人の配偶者
〃　の直系卑属（子、孫、曾孫等）
直系卑属のない場合は
被相続人の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等）
被相続人の兄弟姉妹

右のような順位で共同相続をするのでありますが、これを実際の都合で死亡者の遺産を全部一人で相続する場合は他の者は相続権を放棄することが出来ます。この場合は被相続人の死亡の日から三ケ月以内に家庭裁判所に放棄の手続きをしなければなりません。

共同相続する場合の相続分は左の通り。

一、直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、直系卑属の相続分は三分の二とし、配偶者の相続分は三分の一とする。

二、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は各々二分の一とする。

三、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は三分の二とし兄弟姉妹の相続分は三分の一とする。

四、直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは各自の相続分は相等しいものとする。但し嫡出でない直系卑属の相続分は嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

共同相続財産の分割は前述のような相続分を以ていつでも分割を請求することが出来ます。

尚右相続について相続税が関連しますから死亡者名儀で財産のある方は、死亡の日から六ケ月以内に相続税についての申告書を所轄税務署に提出しなければなりませんから特に御注意下さい。

これら詳細について不明の点は御遠慮なく役場税務課まで御相談にお越し下さい。

あぶない！　踏切と用水池

京阪神急行電鉄東向日町駅構内にある東側下りプラットホームは電車線路を通つて、乗降客が一日何千人かが通行するところであるが、遮断機もなくブザーのみであるところから、ややもすると急ぎ足に上り急行電車を見ながら横断する人があつてきもを冷している。もつとも危険な通路である。ことに下り各駅停車が停つた直後西向日町方面から上り急行が驀進して来て、下り駅を利用して速力は早く危険はこの上もない、度々この踏切で事故をおこして犠牲者が出ているので、当所の警守設備について再々陳情しているが一向に聞き入れないままでありますのでこの下りホームから乗降する方々の充分の注意をお願いします。

各部落内の各所に用水池や溜池がある。毎年五月から十月頃の間は、子供は水遊びや魚つりに興じるものである。つい余り面白いので池の中にのりだして誤つて落ち込み幼ない生命を失うことは、毎年のことで殊に大きな子供と一諸に遊んでいる小さい子供がもつとも多いようであり、池や溜の周辺でおたまじやくしやとんぼとり又は魚つりをする子供を見かけられるときは、充分注意をお願いしたい、また幼ない子供は一人で遊ばさないよう特にお母さん方の注意をお願いします。

貯水池の柵等がこわれて危険な個所がありましたら、消防団まで御連絡をお願いします。

犯罪者に更正保護を
保護観察制度

犯罪者は社会から生れる。だから犯罪をなくするのは社会の責任でもある、いわゆる前科者が立派な社会人として更生するには、本人の心がけ次第とはいうものの社会の温かい思いやりがなければむずかしい。戦後昭和二十四年には保護観察制度というものが出来、これら犯罪者の更生保護を図ることによつて再犯を防止しようとすることとなつた。

保護司とはこの制度の第一線に立つて、保護観察官と協力し犯罪者の更生と保護に日夜努力している人たちで、現在全国に五万二千五百人が配置されている。

保護司は保護司法という法律により非常勤の国家公務員の資格をもち、厳格な資格条件に該当するものの中から保護観察所管内にある保護司選考会の推せんによつて法務大臣から委嘱され[illegible]協力者である。この保護司と呼応して身寄りのない犯罪者等を収容し、その更生をはかる民間団体として更生保護会がある。

戸籍に関する人口動態

昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの一年間の戸籍に関係する人口動態数は左記の通りであります。

出生	一七八件
認知	三件
養子縁組	二三件
養子離縁	四件
婚姻	一二一件
離婚	一四件
死亡	八六件
失踪	一件
入籍	六件
転籍	二〇件
名の変更	三件
戸籍の訂正	一件
死産	一七件

◇住民登録関係◇

転入	九七〇人
転出	六二七人

学校から

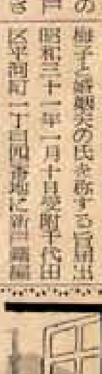

運動会

四組　河合由子

きようはまちにまつた運動会です。ひさしぶりにお日さまが顔をだしていました。

一番目は、三年生。二番目は一年生。三番目は、いよいよわたしたち四年生です。わたしたちは、三年生が走つているうちにじゆんびをととのえました。男の人が走つている時は、じようだんをいつてわらつていましたが、いざとなると、むねがどきどきしました。そして走るのがこわいような気がしました。いよいよわたしの走る番になりました。

お日さまは、おうえんしているように、にこにこわらつていました。「どん」とテツポウの音がなりひびきました。わたしは一しようけんめいはしりました。そのおかげで二とうになりました。それから色々な、ぎようじがありました。そしてけつきよく白がかちました。わたしは、一しようけんめいおうえんしたかいがあつたと思いました。

天王山

五年松組　桑田紀男

五月一日　空は快晴。

ぼくらは、若葉のしげる山道を、五月の光を、いつぱいあびて、よいしよ、よいしよと登つて行つた。

はげ山のような小高い所を、やつと見つけて休けいした。ぼくたちは、「わー」といつてはげ山に登つた。「わーよう見えるなー」と、だれかがいつた。ぼくは写真を一枚とうた。すこし休んでまた山道を歩き出した。だいぶ行つた所で、前の方から「おーい、もうじき天王山やぞー」と、いう声が、聞こえて来た。ぼくは急に力がわき出て来た。やつとの思いで、天王山のいただきに着いた。ぼくは、大きくしんこきゆうをしてみた。するとむねがすーとした。下を見ると木津川、宇治川、桂川、の三つの川が見えた。木津川の向こうに、この天王山と向い合つて男山が、すぐそこに見える。そのふもとを京阪電車が走つていた。こちらには阪急電車と国鉄が走つている。「こんな所で[illegible]」とまつちやんと話をしていると、リツクサツクの中からまつちやんの夏ミカンがころげ出した。みんな「わー」と、わらつた。まつちやんは、赤くなつておいかけて行つた。やつと、とつて来てリツクサツクの中へ入れて、ニヤニヤとわらつていた。細先生のお話によると、天王山は昔、羽柴秀吉と明智光秀がたたかつて、羽柴秀吉が勝つたので、勝利の旗を立てたという松がかれて、今のこつている松は、二代目の松だという事だ。ぼくたちは一時間ほど休んで、大山崎を通つて帰つた。山道を歩いているようすが、頭にこびりついてねつかれなかつた。